

教育公務員の政治的活動への罰則創設等の教員の管理強化に反対し、 憲法の価値に立脚した政治教育を積極的に推進することを求める決議

1 2015年6月17日、選挙権年齢を18歳に引き下げる公職選挙法の改正が行われ、2016年7月の参議院選挙において、18歳選挙権による選挙が初めて実施された。

今般、選挙権年齢が18歳に引き下げられたことをきっかけに、学校における政治教育の必要性が再認識される一方で、「政治的中立性」を過度に強調して、政治家や教育委員会が学校での授業や活動に介入する例や、生徒・教職員の政治活動等を不当に制限する動きがみられる。

2 2015年7月8日の自民党政務調査会の提言（「選挙権年齢の引き下げに伴う学校教育の混乱を防ぐための提言」）は、「政治的中立性」という極めて曖昧な概念の「徹底的な確立」を掲げ、教育公務員の「政治的行為」の制限違反について罰則を創設することなどを提唱した。

これを発端として、文科省が2015年10月29日付けで発した通知や、同じく文科省の2016年1月29日付けの政治教育と高校生の政治活動についてのQ&Aによって、高校生の政治活動が一部解禁された一方で、校則で学外の政治活動の届出制を設けることを容認するなど、生徒の政治活動に対する不当な制限が行われた。

その後も、参議院議員選挙に向けた2016年6月1日付けの文科省通知によって、新たに、教職員が、学校の内外を問わず「その地位を利用して特定の政治的立場に立って児童生徒等に接することなど」が、地方公務員法上の「信用失墜行為」に該当する可能性があるとし、教職員に対してそのような行為を行わないことを求めるなど、教員の政治活動に対する不当な制限も行われた。

さらに、自民党は、2016年6月25日から7月18日まで、HP上に特設サイトを設け、「偏向教育」なる事例を募集した。同サイトは、相当数の事例が集まったとして既に閉鎖され、同党の文部科学部会長は、寄せられた情報について、「公選法違反は警察が扱う問題」などと述べ、情報の一部を警察当局に提供する考えを示すに至っている。

3 18歳選挙権の実現により、学校における政治教育の必要性がこれまで以上に高まっていることは明らかである。立憲主義や国民主権、平和主義、表現の自由をはじめとする基本的人権の尊重等、憲法の価値に立脚した政治的教養を生徒が育む教育が実現されなければならない。そのためには、指導する教員が政治的教養を獲得していることを当然の前提として、教育実践における教師の専門性が守られ、教師及び生徒自身の政治活動の自由も最大限保障されていなければならないが、既に上記のような様々な教育現場の管理強化により、深刻な委縮効果が生じている。

さらに、今後、上記のとおり、自民党が収集した事例に「偏向教育」とのレッテルが

貼られ、それらの事例を口実に教育公務員の政治活動に対する罰則導入等の法改悪の動きが強まる危険性が高い。

自由法曹団は、法律家団体として、憲法の価値に立脚した政治教育の実現のため、教育現場に不当に介入する法改悪等の動きに、断固として反対する。

2016年10月24日

自由法曹団 佐賀・唐津総会